

広告募集案内【定価制】
(イベント等協賛募集仕様書)

はじめよう！横浜でエシカル消費プレゼントキャンペーンに広告協賛者として参加して下さる事業者を以下のとおり募集します。

■対象事業

名 称	はじめよう！横浜でエシカル消費プレゼントキャンペーン																								
事業概要	<p>【事業背景・趣旨】 横浜市では、自然との共生や持続可能な社会の実現に向けて、環境にやさしいライフスタイルの浸透を目指し取組を進めています。 環境行動には様々ありますが、ごみの分別や節電・節水といった環境行動と比べ、『エシカル消費（環境や社会にやさしい商品を選んで購入する）』という、より自発的な行動については、実践している市民が少ない傾向にあり、日々の消費行動から環境配慮につながるエシカル消費を一層推進していく必要があります。</p> <p>【事業の目的・内容】 環境にやさしいライフスタイルの浸透を進めるため、ツイッターから応募し環境にやさしい商品が当たるプレゼントキャンペーンを展開することで、以下のことを目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エシカル消費の認知・理解の向上 ②身近に環境にやさしい商品があることの認知向上 ③ツイッターによる拡散の利点を生かし、環境行動をする人を増やす <p>■応募概要・方法 横浜 GO GREEN ツイッター (@yokohama_kankyo) アカウントから応募。横浜市内在住・在勤・在学の方を対象に、抽選（50名程度を想定）で環境にやさしい商品をプレゼントします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①横浜 GO GREEN ツイッターアカウントをフォロー ②「#横浜でエシカル消費」をつけてリツイート 																								
キャンペーン期間	令和4年11月15日（火）～12月21日（水）																								
令和3年度 実施実績	<p>■令和3年度実施の詳細は以下ウェブページをご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/katudo/campaign/2021.html</p> <p><input type="checkbox"/> キャンペーン期間：令和3年10月18日（月）～令和3年11月30日（火）</p> <p><input type="checkbox"/> 当選者数：83名</p> <table border="1"> <tr> <td>応募者数</td> <td align="right">617</td> </tr> <tr> <td>インプレッション数（ツイートを見た回数）</td> <td align="right">52,158</td> </tr> <tr> <td>エンゲージメント総数（ツイートに反応した合計回数）</td> <td align="right">4,038</td> </tr> <tr> <td> リツイート数</td> <td align="right">617</td> </tr> <tr> <td> いいね数</td> <td align="right">139</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">広報展開（抜粋）</td> </tr> <tr> <td>記者発表</td> <td>広報よこはま</td> </tr> <tr> <td>エコチル横浜版</td> <td>タウンニュース</td> </tr> <tr> <td>神奈川新聞「市民の広場」</td> <td>ヨコハマ経済新聞</td> </tr> <tr> <td>市営地下鉄横浜駅 ホームドア広告</td> <td>市営地下鉄ブルーライン 中ぶり広告</td> </tr> <tr> <td>横浜市ホームページ</td> <td>横浜市各ツイッター</td> </tr> <tr> <td>スマートニュース</td> <td>テレビ神奈川 データ放送枠</td> </tr> </table>	応募者数	617	インプレッション数（ツイートを見た回数）	52,158	エンゲージメント総数（ツイートに反応した合計回数）	4,038	リツイート数	617	いいね数	139	広報展開（抜粋）		記者発表	広報よこはま	エコチル横浜版	タウンニュース	神奈川新聞「市民の広場」	ヨコハマ経済新聞	市営地下鉄横浜駅 ホームドア広告	市営地下鉄ブルーライン 中ぶり広告	横浜市ホームページ	横浜市各ツイッター	スマートニュース	テレビ神奈川 データ放送枠
応募者数	617																								
インプレッション数（ツイートを見た回数）	52,158																								
エンゲージメント総数（ツイートに反応した合計回数）	4,038																								
リツイート数	617																								
いいね数	139																								
広報展開（抜粋）																									
記者発表	広報よこはま																								
エコチル横浜版	タウンニュース																								
神奈川新聞「市民の広場」	ヨコハマ経済新聞																								
市営地下鉄横浜駅 ホームドア広告	市営地下鉄ブルーライン 中ぶり広告																								
横浜市ホームページ	横浜市各ツイッター																								
スマートニュース	テレビ神奈川 データ放送枠																								

■横浜市がご協力いただきたいこと

	項目	内容
1	プレゼントキャンペーンの景品	<p>プレゼントキャンペーンに応募いただいた方に抽選でプレゼントする商品をご提供ください。</p> <p>プレゼントキャンペーンの趣旨及びエシカル消費の推進を横浜市と一緒に働きかけていくことに広告協賛者としてご賛同いただける事業者様からの提供を希望します。</p> <p>【景品の条件】</p> <p>①自社で製造している商品であること</p> <p>②エシカル消費につながる環境や社会にやさしい商品であること</p> <p><例>・持続可能な調達に関する国際認証（FSC、MSC/ASC、RSPO、レインフォレスト・アライアンス、フェアトレード、GOTS等）を取得し、マークがついている製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造過程で環境配慮を行っている製品 ・リサイクルプラ、バイオマスプラで製造されている製品 ・横浜市内産農産物を使用した地産地消に資する食品 <p>③生鮮食品はお受けできません（缶詰など長期保存のきくものは可）</p> <p>④洋服などで、複数のサイズがあるものはお受けできません（ワンサイズは可）</p> <p>⑤その他、エシカル消費につながると横浜市が判断したもの（ご相談ください）</p> <p>【提供数・金額】</p> <p>総額 8,000 円～15,000 円程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 名様分以上 10 名様分程度まで ・ 1 名様あたり 1,000 円～15,000 円相当の商品 (500 円相当のものを 2～3 点組み合わせると 1 名様分とすることも可) <p>【提供時期】</p> <p>令和 4 年 12 月頃にご提供いただくことを予定しています。</p>

■横浜市からご提供できるスポンサーメリット

	項目	内容	備考
1	記者発表	記者発表資料に企業名および提供商品を掲載します。	
2	交通広告	<p>企業名および提供商品を掲載した広告物を作成し、交通広告を展開します。</p> <p>(予定) ・横浜市営地下鉄 横浜駅ホームドア広告</p> <p>・横浜市営地下鉄 ブルーライン中づり広告</p>	
3	横浜市ウェブページ	<p>キャンペーンのページに企業名および提供商品を掲載します。また、企業ウェブページへのリンクと提供商品の環境配慮情報を明記します。</p> <p>参照↓</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyojozen/katudo/campaign/2021.html</p>	
4	SNS への投稿	横浜市が保有するツイッターやLINE アカウントで、企業名および提供商品を掲載した広告を配信します。	<p>フォロワー数</p> <p>横浜 GO GREEN : 7,200</p> <p>横浜市広報課 : 16 万</p> <p>横浜市 LINE : 61 万</p>

■ご留意いただきたい点

- ①本キャンペーンに対する広告協賛については、本市が広告を請け負う請負契約に該当します。
- ②横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。
- ③ご提供いただく商品は、原則としてゆうパックの 80 サイズ（※）程度で配送できるものを希望します。特殊な取り扱いや 80 サイズを大きく超えるもの、重さが 10kg を超えるものについてはご相談ください。
- ④ご提供いただく商品は、どなたでもお使いいただけるもので、市民が景品として喜ぶものをご検討ください。
- ⑤ご提供いただく商品に、個人情報収集するアンケートはがき等は同封しないでください。
- ⑥交通広告及び横浜市 WEB ページにご提供いただく商品のイメージ画像や企業のロゴマークを掲載しますので、画像提供のご協力をお願いします。
- ⑦当選者への発送は令和 5 年 2 月頃を予定しています。
- ⑧上記①～⑦を踏まえ、提供商品の調整のお願いやお受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※縦・横・高さの合計が 80cm 以内に収まるもの

■申込み

申 込 条 件	協賛企業自らのお申込みに限らせていただきます。
申 込 方 法	申込書（別紙）を E メール又は F A X で下記申込先へ送付してください。
事業者選定方法	上記「横浜市がご協力いただきたいこと」「ご留意いただきたい点」に記載していることに合致しているかを踏まえ、キャンペーンと整合性があると認められるものを選定します。上限を 100 名様分程度として募集を締め切ります。
募 集 開 始 日	令和 4 年 8 月 30 日（火）
申 込 期 間	令和 4 年 8 月 30 日（火）～令和 4 年 9 月 30 日（金）
申 込 先	（担当課名）横浜市環境創造局政策課 （所在地）〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 （TEL/FAX）TEL 045-671-2484/FAX 045-550-4093 （Eメール） ks-tayou@city.yokohama.jp

■申込み後の手続き

- 1 【お申込みから 14 日以内】横浜市から選定（または不選定）通知をお送りします。
- 2 選定通知受領後、承諾書（選定通知に同封）に記名押印及び収入印紙貼付後、横浜市環境創造局政策課までご返送ください。なお、この承諾書は広告請負に関する契約書の代わりとなり、印紙税法に基づく課税文書となります。
- 3 ご提供いただく物品を納品してください。納品時期は、令和 4 年 12 月頃を予定しています。

■対象事業の過去の様子

昨年度キャンペーンの広告物デザイン

はじめよう! 応募期間 2021.11/30まで

横浜でエシカル消費
プレゼントキャンペーン2021

「エシカル消費」とは、環境や社会にやさしい商品を選んで買うこと。毎日の買い物から地球にやさしいこと、はじめませんか?

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

提供商品掲載欄

抽選で83名様に環境にやさしい商品をプレゼント!

応募方法

- 1 公式ツイッターをフォロー!
横浜環境創造局 @yokohama_kankyo
- 2 キャンペーンツイートをリツイート!
このツイートが環境にやさしい商品に選ばれたら、抽選でエシカル消費商品をプレゼント! 当選率アップ!

協賛企業名掲載欄

横浜市環境創造局 詳しくはホームページをご覧ください。 横浜でエシカル消費 検索

広告掲載申込書（イベント協賛等：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	はじめよう！横浜でエシカル消費プレゼントキャンペーン		
	協賛内容	物品の提供	物品の相当額_____円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。	
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）